

都市計画審議会の意見に対する対応方針

(1) 第 66 回 都市計画審議会

意見要旨（検討課題）	対応状況・対応方針
1（上條委員） 居住誘導区域の設定フローの徒歩圏の定義がどのような設定か改めて説明頂き、追加する 3 地区が該当しているのかの検証について、教えてください。	・居住誘導区域の設定条件、STEP4 の都市機能誘導区域から 300m の範囲内、基盤施設を面的に整備済に該当することから、3 地区を居住誘導区域に追加しました。（P57）
2（上條委員） 計画の中間点で実際に目標値に向けて、実際の人口動態など数値的な部分を示すことが、都市計画上重要だと思っています。基礎的な資料の提示がないので、計画全体の議論をする部分で、特に居住誘導区域については、その視点が重要だと思っていることから今日は指摘に留めておきます。	・説明では人口動態など数値的な部分にふれませんでしたが、配布資料に令和 4 年 10 月時点の居住誘導区域の人口密度と分析結果があります。 [資料 1-1] 居住誘導区域の人口密度をご確認ください。
3（上條委員） 防災の内容が追加されていますが、策定時の洪水・浸水深と現在の基準は、変更があるのか確認させてください。	・L1 は 100 年に一度の水害、L2 は、1,000 年に一度の最大規模の水害の基準です。現計画では L1 が 2m、L2 が 3m ですが、県公表の浸水想定区域 L1 は 3m です。ハザードマップは令和 3 年に 2m から 3m に基準を改めています。また、令和 4 年に策定した防災都市づくり計画でも 3m であるため、今回の見直しで L1 の基準を 3m に変更しています。（P71）
4（上條委員） 計画策定当初は、防災面の法的な基準がなかった。防災面に課題があっても松本の都市の歴史を踏まえて、都市機能や居住誘導区域に入れた経過がある。今回の見直しで、防災面に法的な位置づけがされたうえで、危険度が増している部分が誘導区域にあることの評価が見えない。10 月に向けて整理をお願いしたい。	・防災指針に「松本市における考え方」を示しました。（P70）
5（中川委員） 中山間地の視点では、遊休農地や空き家が多いことや、10 年後には農地の担い手がないとなると、田んぼや畑、荒地が多くなることが想定されます。居住誘導地域でないところを、農政課や農業委員会と情報共有して進めると、全体としてよいのではと思います。	・計画では、主に 6 か所の居住誘導区域に集約していきますが、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部という位置付けです。都市計画マスタープランには、35 地区の特性を踏まえたまちづくりと地域コミュニティの維持を位置づけています。 ・農地は農政課や農業委員会と関係するため、情報共有しながら計画を進めていきます。

(2) 第65回 都市計画審議会

意見要旨（検討課題）	対応状況・対応方針
<p>1（上條委員） 次回予定している分析結果の報告では、見直し内容、目標値の設定、将来推計人口値の扱いの説明がありますか。</p>	<p>・分析結果の詳細、目標値の人口密度を含めて報告していきます。</p>